

# フツヌシ再考

工藤浩

フツヌシは、程度の差こそあれ物部氏との関係を自明の前提として論じられている。『日本書紀』にはこの神の誕生（神代上第五段一書第六・七）と国譲りでの活躍（神代下第九段本文、一書第一・二）の記述が見られるのに対して、『古事記』にはフツヌシという神名すら書かれていないことが宣長以来問題とされてきた。本稿では、研究史を概観しながら、フツヌシを物部氏の奉祭神と捉える従来説の是非を再検討してみたい。

一

先ず『日本書紀』の二箇所（二箇所のフツヌシの記事と、対応する『古事記』の記事を以下に掲げる）。

A 遂拔<sup>三</sup>所帶十握劍<sup>二</sup>、斬<sup>二</sup>軻遇突智<sup>一</sup>爲<sup>三</sup>三段<sup>一</sup>。此各化<sup>二</sup>

成神<sup>二</sup>也。復劍刃垂血、是爲<sup>三</sup>天安河邊所在五百箇磐石<sup>一</sup>也。即此經津主神<sup>三</sup>之祖矣。復劍鐔垂血、激越爲<sup>レ</sup>神。號曰<sup>二</sup>甕速日神<sup>一</sup>。次燖速日神。其甕速日神、是武甕槌之神<sup>三</sup>之祖也。亦曰甕速日神。次燖速日神。次武甕槌之神<sup>三</sup>。〔神代紀上第五段一書第六〕  
又曰、斬<sup>三</sup>軻遇突智<sup>一</sup>時、其血激越、染<sup>三</sup>於天八十河中<sup>一</sup>所在五百箇磐石<sup>一</sup>。而因化成神、號曰<sup>二</sup>警裂神<sup>一</sup>。次根裂神、兒警筒男神。次警筒女神、兒經津主神<sup>三</sup>。〔同 一書第七〕

C

於是伊邪那岐命、拔<sup>レ</sup>所御佩<sup>二</sup>之十拳劍<sup>一</sup>、斬<sup>二</sup>其子迦具土神之頸<sup>一</sup>。爾著<sup>二</sup>其御刀前<sup>一</sup>之血、走<sup>二</sup>就湯津石村<sup>一</sup>、所<sup>レ</sup>成神名、石拆神。次根拆神。次石筒之男神。神<sup>三</sup>次著<sup>二</sup>御刀本<sup>一</sup>血亦、走<sup>二</sup>就湯津石村<sup>一</sup>、所<sup>レ</sup>成神名、甕速日神。次槌速日神。次建御雷之男神<sup>三</sup>。亦名建布都

神。布都二字此音下效此。亦名豐布都神。神三

(記上卷)

是後、高皇產靈尊、更會諸神、選當遣於葦原中國一者。上。僉曰、誓裂誓裂、此云以斷髮。此云根裂神之誓筒男・誓筒

女所生之子經津經津經津、此云賦都主神、是將佳也。時有二天石窟

所住神、稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速

日神、熯速日神之子武甕槌之神。此神進曰、豈唯

經津主神獨爲大夫一、而吾非大夫一者哉。其辭氣慷慨。故以即配經津主神、令平葦原中國。

(神代紀下第九段本文)

E 故天照大神、復遣武甕槌神及經津主神、先行驅除。

(同 一書第一)

F 天神遣經津主神・武甕槌神、使平葦原中國。

時二神曰、天有惡神。名曰天津甕星。亦名天香香

背男。請先誅此神、然後下撥葦原中國。是時、齋

主神號齋之大人。此神今在於東國楸取之地也。

(同 一書第二)

G 於是天照大神詔之、亦遣易神者吉。爾思金神及諸

神白之、坐天安河河上之天石屋、名伊都之尾羽張神、

是可遣。伊都二字以音。若亦非此神者、其神之子、建御雷

之男神、此應遣。且其天尾羽張神者、逆塞上天安河

之水而、塞道居故、他神不得行。故、別遣天迦

久神可問。故爾使天迦久神、問天尾羽張神之

時、答白、恐之。仕奉。然於此道一者、僕子、  
建御雷神可遣、乃貢進。爾天鳥船神、副建御雷神、  
而遣。(記上卷)

諸氏の指摘するように『日本書紀』のフツヌシは、Bを  
除いてタケミカツチとともに出現するが、『古事記』では  
専らタケミカツチのみが登場する。二神の關係について、  
Cに注目し、『日本書紀』のフツヌシもタケミカツチの亦  
名と解して同神と捉えるべきとする宣長の説を受けて、津  
田左右吉は本来の神名タケミカツチが、別名のタケフツ・  
トヨフツを介してフツノミタマと作為されたと説く。これ  
に對して、両者を別神と解する立場がある。本宗家滅亡に  
よる物部氏の権力失墜と中臣・藤原氏の台頭を背景に、前  
者の奉祭神フツヌシが否定され、タケミカツチという後者  
のそれが取って代わったとする説である。ところが、ヌシ  
の名を負う神名は、記・紀の編纂段階に近い、比較的新し  
い段階でつけられたものだとする吉井巖の指摘もあり、フ  
ツヌシからタケミカツチへの移行を簡単に論ずることはで  
きない。記・紀には記述されない、この二神と物部・中  
臣・藤原氏、更には鹿嶋・香取の二社との關係についても、  
他の史料をもとに改めて検討し直す必要がある。そこで  
先ず、タケミカツチに関する先行論文を概観してみること

にする。

## 二

タケミカツチは、藤原氏の氏神として鹿嶋神宮・春日大社の主祭神として祀られている。その経緯を中村英重は、常陸守兼按察使に任命された宇合が、鹿嶋・香取の信仰に触れ征夷の折に二神の分霊を捧持し、宇合の二子良継が房前の二子永手の協力のもと春日に勧請したと説く。上田正昭は一步進めて、二社の祭神を記・紀に記されたタケミカツチ・イハヒヌシと見定めたのも、春日勧請の際とする。

藤原氏と二社の関係を、何れも記・紀の成立以後とする上田説に対し、吉井巖は早い段階で藤原氏とタケミカツチ・鹿嶋社それぞれとの関係が別箇に生じたと考え。藤原氏は、卜部の火の呪儀を通して古くからタケミカツチと関係を持つ一方で、用明二年の物部本宗家の滅亡時に鹿嶋を氏神とした後、奈良朝後期に鹿嶋の祭神がタケミカツチに定められたと考える。

これらタケミカツチを藤原氏の氏神と捉える説に対して、金井清一は異を唱える。『古事記』のタケミカツチ登場記事を見ると、何れも物部氏との関係が示唆されており、この神は本来藤原氏ではなく物部氏の神と捉えるべきであるとする。確かに、火神被殺条(C)でミカハヤヒ・ヒハヤ

ヒに次いで御刀の本に著ける血から化成し、タケフツ・トヨフツの亦名が付されている。国譲り条(G)に於いてもアメノトリフネを伴って高天原より出雲に降臨しており、天磐船に乗ったニギハヤヒの河内降臨を髣髴させるものがある。人代条でも、熊野でサジフツノ神(「亦名」トヨフツ・フツノミタマ)の名を負う剣を高倉下に降している。

崇神条のオホタタネコ系譜の場合のみ、背後に物部氏の影は見られない。この点を、甕に由来する生産者の神タケミカツチを三輪氏が祖神のひとりとしていたが、それを物部氏が奉祭神として取り込んだためだとする。更に物部氏は、本宗家滅亡に伴い、衰退してニギハヤヒが祖神とされるに至り、タケミカツチと物部氏との関係は断たれてしまうと結論づける。タケミカツチが鹿嶋の祭神であり、藤原氏の祭祀を受けていたことを無条件に前提として論じることへの鋭い批判ではあるが、タケミカツチがある時期物部氏の祖神であったことの確証は、記・紀をはじめとする文献史料などからは得られないことが問題となる。

ところで、タケミカツチが鹿嶋神宮の祭神となった経緯と時期はどのように考えられるのであろうか。中村英重は、宇合が、

旧来の平岡社の天児屋根のような「私神」をまつるのではなく、国家神として卓越した神格を持つ神を選択

し、藤原氏の独自性と政治的地歩の表象をつけ加えることであつた。それに適合していたのが、武神として「葦原中国」の平定に活躍した鹿島神タケミカヅチであつたのである。<sup>(9)</sup>

という理由で鹿嶋神を選んだとしており、その時代には既に鹿嶋の祭神がタケミカヅチに確定していたと考える。しかし、そうだとすると字合が編纂に関わつたと考えられる『常陸國風土記』に鹿嶋の祭神が明記されていない状況に合わないとする諸氏の批判がある。上田正昭は、中村説を修正し、

中臣氏の「私氏神」である枚岡社の天兒屋命・比売神のほかに、藤原氏が、あらたな「氏神」として官神化<sup>(10)</sup> 国家神化しつゝあつた鹿島神を、『記・紀』神話に活躍する武甕槌命として、「私氏神」よりも上位に置き、あわせて鹿島神にたいする香取の斎主神（司祭神）を併記したのではなかつたか。

と延べ、問題の時期を宇合―良継・永手の代に下げて考える。先述のように、この神を本来は甕（土器）から命名された生産者の神と捉える吉井巖は、

卜部から出た中臣氏が宮廷の火の呪儀をとりあつかうようになると、それは国々の火の呪儀を統括する意味を持つてきた筈であり、鉄生産の伝承も土器生産の伝

承も、火神の祭を通して中臣氏に管掌されて行くようになるのは当然のことであつたろう。<sup>(11)</sup>

とする。また、『古語拾遺』の天孫降臨記事に付された、経津主神（是、磐筒女神之子。今下総国香取神是也。）・武甕槌神（是、甕速日神之子。常陸国鹿嶋神是也。）

の割注に注目し、問題の時期を『常陸國風土記』の編纂された養老五年（七二二）から『古語拾遺』の撰上された大同二年（八〇七）の間に比定しており、金井清一もこれに従っている。<sup>(12)</sup>

### 三

次に、記・紀以降の文献史料の記述をもとに、フツヌシと香取神宮との関係を、タケミカヅチ・鹿嶋神宮との繋がりと対比しながら検討してゆくことにする。年代順に見て、最も早い「風土記」の記事から見てゆきたい。所謂「和銅風土記」に属する『常陸國風土記』には、次の二箇所がある。

a 天地権輿、草木言語之時、自<sup>(13)</sup>天降來神、名称<sup>(14)</sup>〔晋都大神〕。  
〔常陸國風土記〕信太郡

b 自<sup>(15)</sup>高天原<sup>(16)</sup>降來大神、名称<sup>(17)</sup>〔香嶋天之大神〕。  
〔常陸國風土記〕鹿嶋郡

b には、鹿嶋郡に鹿嶋の祭神と思しき「香嶋天之大神」が高天原から降臨したと記されるが、神名は明記されていない。一方で、信太郡には a のように「普都大神」の天降記事があるが、こちらも香取の祭神と記される訳ではない。「天平風土記」とされる『出雲國風土記』『肥前國風土記』には、それぞれフツヌシに関する以下の記事がある。

c 布都努志命之天石楯縫直給之。故云楯縫。

〔出雲國風土記 意字郡〕

d 布都努志命之國廻坐時、來坐此処而詔、「是土物不<sub>レ</sub>止欲<sub>レ</sub>見」詔。故云山國也。

〔出雲國風土記 意字郡〕

e 和加布都努志能命、御狩為坐時、即郷西山、待人立給而、追<sub>二</sub>猪<sub>一</sub>、北方上之、至<sub>二</sub>阿内谷<sub>一</sub>而、其猪之跡亡失。尔時、詔、「自然哉。猪之跡亡失。」詔。故云内野。然今人猶誤大野号耳。

〔出雲國風土記 秋鹿郡〕

f 所<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>大神御子、和加布都努志能命、天地初判之後、天御領田之長、供奉坐之。即彼神坐<sub>二</sub>郷中<sub>一</sub>。故云<sub>二</sub>三太<sub>一</sub>。

〔出雲國風土記 出雲郡〕

g 此郷之中有<sub>二</sub>神社<sub>一</sub>。名曰<sub>二</sub>物部経津主之神<sub>一</sub>。曩者、小墾田宮御宇豊御食炊屋姫天皇、令<sub>二</sub>來自皇子為將軍<sub>一</sub>、遣<sub>二</sub>征<sub>二</sub>伐新羅<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時、皇子奉<sub>レ</sub>勅、到<sub>二</sub>於筑

紫<sub>一</sub>、乃遣<sub>二</sub>物部若宮部<sub>一</sub>、立<sub>二</sub>社此村<sub>一</sub>、鎮<sub>二</sub>祭其神<sub>一</sub>。因曰<sub>二</sub>物部郷<sub>一</sub>。〔肥前國風土記 神埼郡〕

a の『常陸國風土記』では神名が「普都大神」であったのに対して、『出雲國風土記』では c・d のようにフツヌシノミコトとなり、その子と思われるワカフツヌシノミコトが e・f に登場している。『肥前國風土記』(g) では、更に物部が冠されてフツヌシが物部の神であることが明記されるようになる。

六國史の寶龜八年(七七七)条には、次の記事がある。

h 内大臣從二位藤原良繼病。叙<sub>二</sub>其氏神鹿嶋社正三位<sub>一</sub>。

香取神正四位上。〔續日本紀 寶龜八年七月〕

これにより、八世紀の後半には鹿嶋・香取二社が藤原氏の氏神となっていたことがわかる。が、両社の祭神が明記されるのは、先に引いた大同二年(八〇七)撰上の『古語拾遺』の割注である。

i 経津主神〔是、磐筒女神之子。今下総國香取神是也。〕・武甕槌神〔是、甕速日神之子。常陸國鹿嶋神是也。〕

その後、二社の祭神は六國史の承和三年(八三六)五月、同六年(八三九)十月条にそれぞれ次のように記される。

j 丁未。奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>下総國香取郡從三位伊波比主命正二位<sub>一</sub>。常陸國鹿嶋郡從二位勲一等建御賀豆智命正二

位。河内國河内郡從三位勳三等天兒屋根命正三位。  
從四位下比賣神從四位上。

〔續日本後紀〕承和三年五月)

k 丁丑。奉<sub>レ</sub>授<sub>テ</sub>坐<sub>ニ</sub>下總國香取郡一正二位伊波比主命。

坐<sub>ニ</sub>常陸國鹿嶋郡一正二位勳一等建御賀豆智命並從一位<sub>ヲ</sub>。坐<sub>ニ</sub>河内國河内郡一正三位勳二等天兒屋根命從二位。從四位上比賣神正四位下。

〔續日本後紀〕承和六年十月)

これら年代順に並べた記事を概観すると、hから八世紀後半には鹿嶋・香取が藤原氏の氏神となっており、j・kから九世紀前半には二社の祭神がタケミカツチ・イハヒヌシに定まっていたという大筋を読み取ることができよう。その上で、鹿嶋・香取二社の祭神の確定と藤原・物部氏両氏の関わりを更に細かく検討しなければならぬが、その場合に、押さえておくべき問題がいくつかあることに気づく。第一に、神名が「風土記」の記事では「常陸國風土記」ではaのようにフツノオホカミ、『出雲國風土記』『肥前國風土記』ではc・d・gのようにフツヌシとされていることがある。第二に、香取の祭神を六國史がイハヒヌシ(j・k)とするのに、『古語拾遺』はフツヌシ(i)としている点である。

「風土記」について、bを見る限りは藤原字合が『常陸

國風土記』編纂に關与したとされる養老年間には、鹿嶋の祭神がタケミカツチに固定化されてはいないと判断することができるといえる。『出雲國風土記』がc・dのようにフツヌシの神名を採るのは、編纂者が『日本書紀』の記事に配慮した結果と見るべきであろう。小村宏史の指摘するように、出雲國造の立場から「所造天下大神」としてのオホナムチの姿を鮮明に浮かび上がらせるべく、紀の國譲り神話に登場するフツヌシを利用したものと考えられる。<sup>14)</sup>『肥前國風土記』のgの場合も、同様に『日本書紀』の影響を考へることができよう。フツヌシは、推古紀十年条所載の來日皇子の新羅征討に際して、物部若宮部が派遣されたのに伴って造られた神社の祭神として記されている。だが、勿論推古朝からこの神が祀られていたという訳ではなく、前掲の『日本書紀』A・B、D・Fの解釈によって、物部の神としてフツヌシを当該「風土記」撰録の際に祭神としたものだろう。

香取の祭神については、『日本書紀』の、

是時、齋主神號<sub>ニ</sub>齋之大人<sub>一</sub>。此神今在<sub>ニ</sub>于東國櫛取之地也。(F)

の注を、後からの攙入と見る説もあるが、『延喜式』所載の「春日祭祀詞」に見られる、

鹿嶋坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、

の記事からも、iの『古語拾遺』を除けば九世紀前半までにはイハヒヌシに定まっていたことが窺い知られる。iにも疑念は向けられるが、当該記事は『古語拾遺』の全ての写本に記されており、一般論としてではなく齋部廣成の見解と捉えるのが穩当であろう。そして、恐らくそれは『古語拾遺』で主張を為す際に規範とした『日本書紀』の解釈から生じた説だと思われる。従って、二社の祭神がタケミカツチ・イハヒヌシにほぼ固まった時期は、九世紀前半と大まかに捉えるのがよいだろう。例えば、鎌倉時代末に作られた『釋日本紀』に、

經津主神社 神名帳云。下總國香取郡香取神宮（名神大。月次。新嘗。）

とあるように、後に香取神宮の祭神は『日本書紀』の記述に引きつけた解釈から、フツヌシとされるようになったものだろう。そこには、物部氏の意図は働いてはいないと判断することができる。

#### 四

次に、式内社に於けるフツヌシ祭祀の状況を見ておきたい。フツヌシを祭神とする式内社は、三十国に及んでいる。各国における分布状況を、I・タケミカツチを併せ祀らない場合と、II・タケミカツチを併せ祀る場合に分けると次の表1のようになる。

七十一社の約三分の二にあたるIIの四十七社で、フツヌシはタケミカツチと併せ祀られている。奈良時代から平安朝初期にかけては、鹿嶋・香取の神威を利用して東国経営がなされたと指摘されており、陸奥・越後などに二神が祀られるのはその結果と考えられる。前節で見たように、その後『日本書紀』の解釈を通して香取の祭神はフツヌシと見做されるに至ったものと考えられる。大和など畿内や南海道・西海道・北陸道など東国以外の地域で二神が併祀されるのも、鹿嶋・香取の祭神として勧請したためだろう。

表1

II	I	国名
2	0	山城
7	3	大和
4	2	河内
2	0	和泉
3	0	伊賀
3	0	伊勢
2	1	遠江
0	1	伊豆
1	0	武蔵
0	1	下總
0	1	常陸
1	1	近江
0	1	上野
5	3	陸奥
3	2	越前
2	0	加賀
1	0	越後
1	1	丹波
1	1	但馬
2	0	因幡
0	1	伯耆
2	1	出雲
1	0	石見
1	0	播磨
1	1	備中
1	0	阿波
0	1	伊豫
0	1	豊後
1	1	壹岐
47	24	計

ここでは、タケミカツチを併せ祀らないIの十八国・二十四社について、物部氏との関係の有無を検討する必要がある。この中にも香取神の勧請で、フツヌシが祭神となつたと思しき神社がある。常陸國藤内神社、陸奥國香取御兒神社、越前國志比前神社の三社がそれである。また、本来の祭神として、フツヌシ以外の記・紀に因んだ神や土着の神が祀られていたと考えられる神社も多々存している。神社名と祭神を列挙すると、大和國劔主神社（劔根命）、遠江國猪家神社（大己貴神）、近江國鹽津神社（鹽土老翁）、丹波國高座神社（高倉下）、伯耆國倭文神社（建葉槌神）、備中國石疊神社（神石）、豊後國西寒多神社（西寒多大神）の七社が該当する。伊豆國布刀主若玉神社は、フト（富戸・富洞）の地名に由来すると言われる。陸奥國劔刀神社、越前國劔神社は、ともに刀劔神を祀っていたのである。ところが、後者の鎮座地が敦賀で、應神天皇も併せ祀られていることから、神功皇后伝説に因む可能性も考えられる。陸奥國安福河伯神社は、河神が元来の祭神であつたところに香取を勧請したと考えられる。

残る十一社を、大和國から順に個別に検討してゆく。大和國佐紀神社の祭神は、天兒屋根命・經津主命・六御縣神の三神である。原島礼二によると、物部氏は縣の設置に深く関わっており、大和國も例外ではないと言われる<sup>15</sup>。フツ

ヌシと六御縣神を祭神とする点は興味深いが、添下郡は、物部氏の本貫とはやや離れている点が問題である。出雲建雄神社は、物部氏の本貫が存する山邊郡の石上神宮の境内に鎮座している。祭神の出雲建雄神の神名は他には見られず、フツヌシ若しくは八握劔（天叢雲劔）・出雲飯入根・出雲振根・建膽心命の亦名と解釈されている。この祭神は、出雲國の美努麻神社と併せて考える必要があるだろう。別稿<sup>16</sup>で論じたように、物部氏は出雲國に縣を設置することで関わつた経緯があつたが、記・紀神話では物部氏の神の影は払拭されたと考えられる。それと併行して、この神社の祭神の名も『出雲國風土記』と同様にフツヌシに変えられたのだろう。美努麻神社と同じ出雲郡内には、フツヌシの子と思しきワカフツヌシノミコトを祭神とする美談神社・同社比賣比遲神社・和加布都努志神社の三社、隣接する秋鹿郡にも内神社があるのも、同じような経緯によると見られる。これらの祭神の名が、フツヌシ・ワカフツヌシの名を採るのは、前節で見たように物部氏ではなく、出雲臣側の意向を受けていると捉えなければならぬだろう。大和の出雲建雄神社の祭神が、出雲建雄神の如く実態を捉えにくい特殊な神名を負っていることにも、フツヌシの神名を甘受し難い物部氏の心情が反映されているのではないだろうか。



河内國はニギハヤヒの降臨地とされておられ、大和へ遷る以前の物部大連の本拠であったと考えられている。矢作神社は、物部氏の同族矢作氏の氏神であろう。矢作氏は、『新撰姓氏録』では、

矢作連

布都奴志乃命之後也。(未定雜姓 河内國)

の如く、連姓でフツヌシの裔と称し、『續日本紀』寶龜元年四月条には、

正八位上矢作造辛國賜<sub>二</sub>姓宿禰<sub>一</sub>。未經<sub>二</sub>歲月<sub>一</sub>。皆復<sub>二</sub>本姓<sub>一</sub>。

と、本来は造姓を負った者が宿禰姓を賜る記事がある。しかしながら、次に引用する『日本書紀』の記事によって、矢作氏は部民として発生したことがわかる。

乃使<sub>二</sub>弓部若彦造<sub>一</sub>弓、倭鍛冶部天津眞浦造<sub>二</sub>眞磨鍬<sub>一</sub>、矢部作<sub>二</sub>箭<sub>一</sub>。(綏靖前紀)

一云、五十瓊敷皇子、居<sub>二</sub>于茅渟菟砥河上<sub>一</sub>。而喚<sub>二</sub>鍛名河上<sub>一</sub>作<sub>二</sub>大刀一千口<sub>一</sub>。是時、楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊櫃部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部、并<sub>二</sub>十箇品部、賜<sub>二</sub>五十瓊敷皇子<sub>一</sub>。其一千口大刀者、藏<sub>二</sub>于忍坂邑<sub>一</sub>。然後、從<sub>二</sub>忍坂<sub>一</sub>移<sub>二</sub>之、藏<sub>二</sub>于石上神宮<sub>一</sub>。(垂仁紀三十九年冬十月) 武器としての矢の製作を職掌としていたため、物部氏の

管掌下に入った事情が後者の記事から窺い知られる。矢作部は、伊豆・甲斐・相模・上總・下總・常陸・讚岐・豊前など、主に東国を中心に分布していた。矢作氏が、姓を伴う独立した氏族をなしたのは史料に登場し始めた八世紀後半のことであろうし、フツヌシが矢作神社の祭神とされたのは、記・紀以降のことと見てよいだろう。河内國社本神社・但馬國桐原神社にも矢作部の関与が指摘されており、事情は同様であろう。

下總國香取神宮の祭神がフツヌシとされることに、物部氏の意志が働いてはいないことは前説で述べた。上野國貫前神社は、国内に物部氏の分布が認められる点で注目される。『續日本紀』によると、鎮座する甘樂郡に物部公(天平神護元年十一月)、碓氷郡に石上部公(天平勝寶元年)の居住が確認できる。碓氷峠の自然神のうち男神を抜鉾神社、女神を貫前神社に物部氏が祀ったものが、後者に統合されたと考えられる。抜鉾神社に祀られた男神が後にフツヌシとされたのであるが、そこにも『日本書紀』の影響があったと見られる。残る、伊豫國布都神社、壹岐國物部布都神社の二社は、石上神宮のフツノミタマの勧請と言われ、社名にヌシが冠されてはいない。伊豫國風速郡には物部藥なる人物(持統紀一〇年四月)、壹岐國石田郡には物部郷(『和名抄』卷九)の存在が確認できる。何れも『日

本書紀』により、祭神名に後からヌシが付されたと見られる。

ここまで、フツヌシを祭神とする式内社の事情を見てきた。タケミカツチを併せ祀らない二十四社のうち十四社については香取神の勧請によるもので、物部氏の意向でフツヌシが祭神に加えられた訳ではないと考えられる。残る十社には、物部氏またはその同族の矢作氏の関与が考えられるが、何れも祭神がフツヌシとされる点には、物部氏の意図を離れた所での『日本書紀』の影響が否定できないことがわかった。これは、物部氏の分布が確認できる、出雲・上野・伊豫・壹岐の四国の場合も例外ではない。

このような祭神としてのフツヌシの状況を、表2に示すフツノミタマ・フツ大神を祭神とする式内社と比較すると違いがより明確となる。

表2

國名	郡名	神社名	主祭神
大和	山邊	石上坐布都御魂神社	布都御魂神
河内	志紀	楠本神社	布都大神
常陸	信太	楯縫神社	普都大神
		阿彌神社	普都大神
備前	赤坂	石上布都之魂神社	十握劍(布都御魂神)

大和國石上坐布都御魂神社は、石上の地にフツノミタマを祭神として鎮座しており、物部氏との関係の深さには多言を要さない。備前國石上布都之御魂神社は、『日本書紀』には、ヲロチ退治条に、

其斷蛇劍、號曰蛇之龜正。此今在石上也。

(神代上第八段一書第二)

其素戔鳴、斷蛇之劍、今在吉備神部許也。

(同一書第三)

と記されている。当地には、星川皇子の変に際して、

天皇即遣使、噴讓於上道臣等、而奪其所領山部。

(清寧即位前紀雄略二十三年八月)

と記される上道臣から没収した山部があつたが、その管理にあたるなど、物部氏が活躍している。フツ大神を祀る三社の鎮座する河内・常陸國にも、やはり物部氏との所縁がある。周知の如く、ニギハヤヒ降臨地は河内國であり、大和に進出する前の物部氏の本貫の地と目されている。前節で見たように、『常陸國風土記』には普都大神の降臨記事が見られる。是非は別として、鹿嶋・香取の神の原形を「大和朝廷による東國経営の代官となつて、靈劍フツノミタマを平國之劍として奉じた」物部氏の劍神と見る指摘もある。以上から、物部氏が深く関わる式内社の祭神は何れもフツノミタマ乃至フツ大神であり、祭神がフツヌシと

される場合には反対に物部氏の意志がさほど深く反映されてはいないことがわかった。

## 五

『先代舊事本紀』は、物部氏の中でもとりわけ石上神宮と関係の深い人物の編とされており、物部氏のフツヌシに対する立場が最も端的に表れている文献だと言いうことができる。『先代舊事本紀』には、次の四箇所のフツヌシ・タケミカツチ両神の記事がある。

① 建甕槌之男神〔亦名建布都神。亦名豊布都神。〕今座常陸國鹿嶋大神。即石上布都大神是也。

(卷一「陰陽本紀」)

② 磐裂根裂之子磐筒男磐筒女所生之子經津主神是將佳也。于時天窟所住之神之稜威雄走神之子建甕槌神進曰。唯建甕槌神獨爲丈夫。而吾非丈夫者哉。其辭氣慷慨。故即配經津主神而遣之。一云。天鳥船神副建甕槌神而遣也。

(卷三「天神本紀」)

③ 節靈劍刀。亦名布都主神魂刀。亦云佐土布都。亦云建布都。亦云豊布都神是矣。

(卷五「天孫本紀」)

④ 宇摩志麻治命奉獻天瑞寶。豎神槓以齋。亦立

今木。亦五十櫛刺。繞於布都主劍大神。崇齋殿内藏于十寶以侍近宿。因號足尼。

(卷七「天皇本紀」)

先ず①の火神被殺条の記事は、前半は『古事記』の引用であるが、後半はタケミカツチが鹿嶋大神であつて、石上布都大神と同神であるという他書にはない内容を示している。②は、記・紀の国譲り条の抄録で、独自性は全く持っていない。③は、『古事記』の引用を含むが、ウマシマヂと天孫とが天璽瑞寶十種と節魂劍を交換する記事の一部である。④も、神武即位に際して行われた祭祀の記事である。③④の独自記事は、「布都主神魂刀」「布都主劍大神」の如く、フツノミタマを所持者としてフツヌシを位置づけている点で、神武記・紀の記述を一步進めた内容である。『先代舊事本紀』は、フツノミタマを石上神宮の祭神として重視しており、①の内容は③④のそれとは矛盾していることになる。

①の記事は『先代舊事本紀』の中でも特異な記事であるが、三節で掲げた史料aと比べても、通常はフツノミタマと見做される石上神宮の祭神を、鹿嶋神宮の祭神のタケミカツチと同一視している点で異彩を放つ。ところで『先代舊事本紀』編纂の契機は、次に引用する『日本後紀』に書かれた兵器の搬出事件にあつたと考えられる。

運「収大和國石上社器仗於山城國葛野郡」。

(延暦二十三年二月)

以前からあった「鳴鏑」に続き、搬出後にも「倉仆」「聖體不豫」など崇りと思しき異常現象が止まず、石上神を祀った上で遂に次のように現状復帰を余儀なくされる。

遣「典藥頭從五位上中臣朝臣道成等」、返「納石上神社兵仗」、  
(同二十四年十月)

『先代舊事本紀』の本文中には記・紀と『古語拾遺』からの引用があるので、問題の①の記事は『古語拾遺』の成立した大同二年(八〇七)以降、承和年間(八三四〜八四八)以前に書かれたことになる。即ち年代的に見て①は、②〜④とともに、a〜kの「風土記」、六國史の記事の中ではiとjの間に置かれるべきことになる。鹿嶋・香取の祭神がタケミカツチ・イハヒヌシ(或いはフツヌシ)に確定していることを前提に考えたとすれば、①と③④の記事の内容は明らかな矛盾となるだろうが、書かれた時代背景を考慮しながら『先代舊事本紀』編者の意図するところを読み取らなければならないだろう。

『先代舊事本紀』で、フツノミタマが重視されていることは間違いない。編者は、②で先ず記・紀の国譲り条を引用してフツヌシとタケミカツチの活躍を記した上で、③④

で『日本書紀』に書かれるフツヌシを、自らの最も重点を置くフツノミタマの所持者と位置づけたのであろう。常陸國には、物部河内・物部會津(『常陸國風土記』信太郡)、信太郡大領物部志太連大成(『續日本紀』延暦九年)がいる。『常陸國風土記』には香取神宮と霞ヶ浦を隔てた対岸の信太郡に普都大神の天降記事(a)があり、利根川の対岸の鹿嶋郡にも同趣の香島天之神の高天原からの降臨記事(b)が記される。また鹿嶋神宮には、フツノミタマ劍が神宝として祀られている。そうした外的状況だけを見ると、『先代舊事本紀』編者はこの時期に、鹿嶋神宮の祭神は石上神宮と同じフツノミタマだと主張し得る状況にあったのではないかと考えられる。とは言え、祭神にゆれのある香取神宮は別としても、鹿嶋神宮のそれはタケミカツチに固まりつつあったと『古語拾遺』の記事(i)から考えられよう。そうした時代の状況下で編者は、石上神宮の祭神がフツノミタマであるという大前提を崩さない範囲での記事の調整を第一義に考えたに相違ない。そこで、タケミカツチの「亦名」が「建布都神」「豊布都神」とされる『古事記』の火神被殺条の記事を引用して、鹿嶋神宮のタケミカツチと石上神宮のフツノミタマの祭神同士が同じであるとの妥協的な主張を①の記事に盛り込んだと考えられるのではないだろうか。

フツヌシと物部氏との関係を検討してきた。記・紀をはじめとする文献史料の何れにも、物部氏がフツヌシを重視した記述は見られなかった。物部氏の主張の反映が多く見られる『先代舊事本紀』においても、その傾向は変わらないことに注目すべきであろう。更に、式内社に祀られる祭神の状況を検討したが、物部氏がフツヌシを奉祭した形跡は認められなかった。反対に、物部氏の痕跡が色濃く表れる所では、フツヌシではなくフツノミタマが徹底して重んじられる様子が窺われた。そうした場面にフツヌシが表れる場合もあるが、それは何れも物部氏の意図とは無関係に『日本書紀』の解釈によってフツヌシの神名に改められたものと解すべきなのである。

吉井巖の説くように、フツヌシは、『日本書紀』編者のつけた神名と考えられる。『日本書紀』神代上第九段にフツヌシの名が記された点を、壬申の乱とその事後処理に活躍した物部麻呂の意向を受けた、物部氏の復権と捉える向きもある。だが、そう考えるには物部氏とフツヌシとの関係の稀薄さが障害となろう。フツヌシは、物部氏の与り知らぬところで作られ、広められた神名と見るべきである。ニギハヤヒの記述を見てもわかるように、物部氏関係の記

事を排除する傾向が記・紀双方にあり、それは記により顕著に認められ、国譲り神話の形成には、物部氏の関与が指摘される。見てきた事柄より、そこにはフツノミタマが何らかの形で登場していたものと推定される。『日本書紀』編者は、物部の要素を払拭するため、フツヌシの名を案出して派遣神としたのであろう。更に『古事記』は、フツノミタマを容易に連想させ得るフツヌシを派遣神から排除し、タケミカツチ一本に絞ったと捉えるべきであろう。物部麻呂の要求による物部氏の復権があるとすれば、フツノミタマが石上神宮に存するという神武記の割注こそがそれと見做し得るのではないだろうか。

## 注

- (1) 本居宣長『古事記傳』(本居宣長全集第九卷)二二九～二三一頁
- (2) 津田左右吉『日本古典の研究』上(津田左右吉全集第一卷)五〇七～五〇八頁。倉野憲司『古事記全註釈』第一卷二二四～二二五頁、西郷信綱『古事記注釈』第一卷一六四～一六五頁が従う。
- (3) 松前健『日本神話の形成』三七五頁、尾崎知光『古事記考説』一一二～一一三頁など。
- (4) 吉井巖「ヌシを名に持つ神々」(『天皇の系譜と神話』二所収)

- (5) 中村英重「中臣氏の出自と形成」(『古代氏族と宗教祭祀』所収)
- (6) 上田正昭「春日の原像」(『春日明神 氏神の展開』所収) 二四頁
- (7) 吉井巖「タケミカヅチノ神」(『天皇の系譜と神話』二所収)
- (8) 金井清一「タケミカヅチノ神の藤原氏関与の否定」(吉井巖編『記紀萬葉論叢』所収)
- (9) 註(5) 前掲書一五八頁。
- (10) 註(6) (7) 前掲論文など。
- (11) 註(6) 前掲書二四頁。
- (12) 註(4) 前掲書四四頁。
- (13) 註(8) 前掲書四〇頁。
- (14) 小村宏史「『出雲国風土記』の世界―「所造天下大神」と中央神話―」(『古代研究』第三十七卷)
- (15) 津田左右吉「日本上代史の研究」(津田左右吉全集第三卷) 一一六頁
- (16) 註(3) 尾崎前掲書一一五―一一六頁。
- (17) 祭神等の考証は、式内社研究会編『式内社調査報告』第一巻―第二十四巻に拠った。
- (18) 原島礼二「日本古代王権の形成」六二―七七頁
- (19) 拙著『氏族伝承と律令祭儀の研究』第II部第九章「スサノヲ後裔氏族序説―タケミナカタの定位―」参照。
- (20) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考證篇六 一一〇頁
- (21) 松前健「日本神話の形成」三七五頁
- (22) 本位田菊士「先代旧事本紀の成立(上)(下)」(『神道史研究』第十三巻第二、三号)
- (23) 註(19) 前掲書第II部第一章「主題と構想」参照。
- (24) 註(22) 前掲論文
- (25) 註(23) に同じ。
- (26) 註(8) 前掲書五一―五二頁
- (27) 註(8) 前掲書五一頁に「古事記のみに見える物部氏に対する隔意」の指摘がある。
- (28) 註(21) 前掲書ほか、三品彰英『建國神話の諸問題』、肥後和男『風土記抄』など。

※ 本稿は、平成十八年度上代文学会十二月例会(於東洋大学)における口頭発表の内容に基づいている。席上貴重なご意見を賜った各位に深謝申し上げます。